

東京都議会議長 中 村 明 彦 殿

東京都知事 石 原 慎太郎 殿

東京都人事委員会委員長 関谷保夫

地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、 一般職の職員の給与について別紙第1のとおり報告し、別紙 第2のとおり勧告します。

また、同法第8条の規定に基づき、人事制度等について別紙 第3のとおり報告します。

## **目** 次

別紙第1	職員の給与に関する報告(意見)
I	今回の勧告に当たっての基本的考え方 ・・・・・1
п	職員と民間従業員の給与比較 ・・・・・・・・5
Ш	生計費・雇用情勢・国家公務員の給与等・・・・・12
IV	給与改定等 ・・・・・・・・・・・・・14
V	給与構造・制度の改革の実施・・・・・・・・17
VI	勧告実施の要請・・・・・・・・・・・・・22
VII	高齢期の給与制度等のあり方 ・・・・・・・・22
別紙第2	職員の給与に関する勧告・・・・・・・・・25
別紙第3	人事制度及び勤務環境等に関する報告(意見)
I	人事制度改革の着実な推進 ・・・・・・・・・69
П	職員の勤務環境の整備・・・・・・・・・78
Ш	公務員倫理の徹底 ・・・・・・・・・79
参考資料	